

## 日本銀行における匿名加工情報の利用に係る手数料に関する定め

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第119条第6項に基づき、匿名加工情報の利用に係る手数料（以下「手数料」という。）を次のとおり定める。

### 1. 手数料の額

- (1) 法第115条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合の手数料の額は、21,000円に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
  - イ、匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
  - ロ、匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- (2) 法第118条第1項前段および第2項の規定により作成された匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合の手数料の額は、(1)の場合と同じ額とする。
- (3) 匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、匿名加工情報をその用に供する事業を変更する場合の手数料の額は、12,600円とする。
- (4) 前各号の手数料はいずれも非課税である。

### 2. 手数料の納付方法

日本銀行に対する手数料の納付は、日本銀行が設置し管理する金融機関の口座への振込みにより行う。この振込みにかかる手数料は、振込みを行う者が負担する。

### 3. 郵送により匿名加工情報の提供を受ける場合の郵送料の納付方法

利用する匿名加工情報の提供を郵送により受ける場合には、郵送料を郵便切手で日本銀行に納付する。